

# 令和7年度 第2回松本市公民館運営審議会

日 時 令和8年3月24日(火)

19:00から

会 場 中央公民館3-2

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 会議事項

(1) 令和7年度生涯学習課・中央公民館重点目標の総括について

(2) 松本市公民館運営審議会への諮問内容について

4 その他

5 閉会

# 令和7年度事務事業報告

課名：生涯学習課・中央公民館

## 1 事務事業の概要

地域住民・民間組織・行政等の「多様な主体」が、お互いを尊重しながら学び合い、「自分たちの地域は自分たちで創る」という自治意識を育てていくため、地域課題を解決するための場づくりや幅広い世代・立場の住民の主体的な地域参画、住民ニーズを反映した事業の推進などに取り組めます。

## 2 生涯学習課・中央公民館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国型コミュニティ・スクールについて、地域学校協働活動推進員がコーディネート力を発揮することで、学校と地域との連携が強化され、新たな取組みが生まれました。これにより、保護者からも評価を得るようになってきました。</li> <li>・地区公民館フリースペース事業について、庄内地区を利用する高校生と地域との間にほどよい関係ができ、地域のイベントに協力する事例が生まれました。</li> <li>・重要文化財建造物維持の支障となる樹木を伐採するにあたり、市民理解を得るための学習機会として、連続講座「重要文化財旧松本高等学校とあがたの森公園の自然との共存」を開講しました。</li> </ul>
社会情勢への対応（任意）		<p>(1) Mウイング2階学習スペースを使用する若者のニーズに応え、次のとおり対応しました。</p> <p>ア スマートフォン等で学習スペースの混雑状況を確認できるシステムの構築について、松本秀峰中等教育学校と連携し、実証実験を行いました。</p> <p>イ 学習する若者等が食事や休憩、談話をするための席を拡充しました。</p> <p>(2) Mウイング6階ホールの使用に関するトラブルを避けるため、運用マニュアルを作成し、事前に申請者と内容を確認し合うことをシステム化しました。</p>
事務事業の効率化（任意）		<p>(1) 学びの森インフォメーションの発行に係る労力及び資源の軽減を図るため、年4回発行から年3回発行に変更しました。</p>

## 3 令和7年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) コミュニティ・スクール事業の質の向上（継続）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の負担軽減、関係者の連携強化、事業内容の充実をさらに進めるため、国型制度のコミュニティ・スクール導入校の取組みを横展開</li> <li>・「松本版コミュニティスクール事業」を全地区でさらに推進&lt;具体的な進め方等&gt;</li> <li>・大野川小・中学校に加え、四賀小学校・会田中学校と筑摩小学校で国型に取り組み、成果や課題を検証</li> <li>・松本版コミュニティ・スクール事業をコーディネートする地区公民館と中央公民館の連携・調整を強化</li> </ul>	<p>【第3次計画で主に関連する分野・方針】</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実</p> <p>2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進</p> <p>8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>a 国型コミュニティ・スクール事業に取り組む大野川小・中学校では、学校行事としての継続が困難となった「奥穂高岳」登山を、学校運営協議会の議論により、地域学校協働本部主体で実施する方向性を見出し、令和7年度に実施しました。</p> <p>b 令和7年度から新たな国型モデル校となった四賀小学校・会田中学校（1地区で1校を支えるモデル）では、地域学校協働活動推進員が、距離の離れている学校間をつなぎ</p>	

地域と調整することで、夏休み中の学習会などの新たな取組みが生まれました。

c 筑摩小学校（複数地区で1校を支えるモデル）では、推進員が、これまで学校との関係が薄かった地区とつながることで、四柱神社での地元保存会を講師にした祭り舞台の学習会や、伝統工芸松本手まりの探求活動など新たな取組みが生まれました。

d 松本版コミュニティ・スクール事業については、学校と地域が連携した事業（令和6年度）の調査を行い、成果や課題を各小中学校、公民館で共有するとともに、学校長や公民館職員の意識の醸成を図る研修を行いました。

(i) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況

a 国型ならびに松本版コミュニティ・スクール事業について、学校、保護者、地域住民が子どもの成長を願いながらお互いに連携し、子どもの「やりたい」を実現させるべく、主体的で対話的な学びへとつながる取組みを推進しました。

b 校長会において県コミュニティ・スクールアドバイザーによる研修会を実施し、コミュニティ・スクールに対する更なる理解と意識の醸成を図りました。

(2-1、2-3、8-2)

イ 課題と方向性

地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の人材確保と配置が課題です。

推進員は、学校と地域双方の実情等を把握し、バランス感覚をもって多様な人や組織を調整しながら、よりよい学びの環境を生み出す能力が求められます。こうした人材をいかにして発掘、確保していくか検討します。

支援員は必ずしも1校に1人配置する必要はなく、複数の小中学校をまとめて担当する方が効果的、効率的な場合もあります。今後、国型モデル校の成果検証や、学校の規模、学区内にある地区の特性などを踏まえ、より効果的な配置を検討します。

(2) 子ども・若者に身近な公民館の推進（継続）

- ・子ども・若者と公民館・地域とが顔の見える関係を構築するため、自由に集える居場所づくりを推進
- ・子ども・若者が、多様な人々との交流を通じて主体的に学ぶため、ニーズを反映したイベントや学習の場を協働で企画

<具体的な進め方等>

- ・子ども・若者にとって公民館が身近な存在となるよう、公民館を活用した学習スペースやフリースペースを開設
- ・若者のニーズに合わせた講座・イベントの開催

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

- 2-2 青年期の遊びと学びの充実
- 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障
- 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進
- 4-2 リカレント教育の充実
- 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進
- 8-3 地域づくりの推進

ア 事業成果

(ア) 事業の達成状況

a 7地区公民館（第三地区・城東・白板地区・島内・芳川・寿・庄内地区）で、若者のフリースペースを開設しました。令和8年1月末までの間に4,251人が、勉強や読書、ゲーム等で利用し、その結果、常連も増え、公民館が身近な存在になりつつあります。また、利用者の中には、地域のイベントを一緒に手伝うなど、「ほど良い距離感」のなかで関係性が構築され始めています。

b 様々な事情により家で過ごす子ども・若者の居場所として、松原地区と笹賀地区の公民館に「居場所支援ほっとスペース」を開設しました。

c 4つの公民館（中央・松南地区・梓川・四賀）で通年利用できる学習スペースを開設するとともに、学校の長期休業に合わせて18館で、児童・生徒の居場所として公民館を開放しました。

d 中央公民館で若者を主体とした音楽フェスを開催し、学校の枠を超えた若者同士の交流や活動発表の機会を生み出しました。（7月27日）

(i) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況

a 7地区のフリースペース開放事業と居場所支援ほっとスペースは、若者の居場所づくりに留まらず、そこから公民館職員や住民等の大人との関わりが生まれ、地域社会とつながるきっかけになりました。

(2-2、2-4、8-1、8-3)

イ 課題と方向性

(ア) 若者のフリースペース事業では、利用者の定着や、公民館職員等の大人との「ゆるやかな関係性」の構築が進んだ公民館がある一方で、利用者数や関係性に地区差が見られました。定着に必要な要素や年代別のニーズが見えてきたことから、今後は各館の実態を把握し、状況に応じた対応を検討していきます。

(3) 公民館活動への多様な住民参加（新規）

- ・住民が義務感や負担感ではなく、やりがいや楽しみを感じながら参加できるよう、公民館活動の内容や手法を見直し
  - ・インターネットを活用した情報発信やICTの活用支援を推進
- <具体的な進め方等>
- ・若者・女性・子育て世代・移住者等の幅広い住民参加を図るため、住民と地区公民館等が、本来の事業目的を踏まえながら事業の見直しを推進
  - ・松本市公民館チャンネル（YouTube）を活用した動画配信、デジタルディバイド解消のための学習講座の実施

第3次計画で主に関連する分野・方針】

- 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障
- 4-1 社会教育活動の充実
- 8-3 地域づくりの推進

ア 事業成果

(ア) 事業の達成状況

- a 既存の地区イベント等について、住民と職員が話し合いながら、13の地区公民館で17件の見直し(新規事業含む)を実施しました。
- (a) 芳川地区では、地区文化祭で世代を超えた交流の場を生み出すために、青空市やクイズラリー、筑摩野中学校生徒会ボランティアの企画・運営参画、部活動の地域展開を見据えた文化系サークルによる体験コーナーなどを新設しました。
- (b) 内田地区では、選手集めの大変さ等から運動会中止の声が寄せられたことを踏まえ、地区内アンケートを実施しました。中止の意見が大多数となった半面、世代間交流の場づくりの重要性と、そのための新規事業への意見も多く出され、運動会にかわる新事業に向け、調整や話し合いを始めました。
- (c) 松南地区と笹賀地区では、コロナ禍後のPTAや子ども会育成会の担い手不足の現状に対し、公民館が組織運営や事業実施を支援することや、育成会役員OBがサポート的に事業支援を行う仕組みづくりを進めました。
- b 19地区で初心者向けのスマートフォン講座、相談会を行い、延べ697人の参加者がありました。このうち、安原、笹賀、新村の3地区では、地域住民が講座等の担い手に育ちました。
- (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況
  - a 本郷では、文化祭において、従来の公民館サークルの展示・発表以外に、女鳥羽中学校など6校に呼びかけ、展示や企画運営への参画へつなげました。(4-1、8-3)
  - b 庄内地区では、防災をテーマにした運動会「ドリーム庄内」の企画・運営に児童が関わるとともに、子ども視点での振り返りを活動に活かすため、新たに「子ども役員反省会」を実施しました。(4-1、8-3)
  - c 芳川では、四ヶ堰などの水管理に関わる歴史や地域農業の意義を語り継ぐため、松本国際高校生が、現地視察や住民との懇談会等を通じて紙芝居を作成する「芳川水ものがたりプロジェクト」を新規に実施しました。(4-1、8-3)

イ 課題と方向性

- (ア) 事業の見直しは、事業趣旨、地域性、住民ニーズ等を踏まえながら進める必要があり、そのためには、公民館職員のコーディネート力が重要となります。毎月実施する、公民館長や主事の研修会で必要なスキルを身に付けながら、地区の活動へつなげていきます。
- (イ) デジタルディバイド解消のための学習の担い手が、主に公民館職員となっているため、地域住民による人材育成のための事業を展開します。

<p>(4) 池上百竹亭の在り方検討（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設としての需要も見込まれる池上百竹亭について、生涯学習施設以外の用途での活用を検討</li> </ul> <p>&lt;具体的な進め方等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習施設以外の幅広い活用検討のため、暫定的に直営による施設管理の実施</li> <li>・主に日本の伝統文化に係る企画を試行し、生涯学習施設にこだわらない活用方法を検討</li> <li>・施設利用団体や関係課と協議しながら方向性を検討</li> </ul>	<p>【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-5 社会教育関係施設の整備・充実</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ゆかたキャンペーン実行委員会主催により、お盆期間中に茶会体験会や箏演奏会、野菜や小物販売等の事業に共催し、松本城の観光客等をターゲットに誘客を図りました。</li> <li>松本城と開智学校を結ぶエリアの活性化を図る市民活動「国宝の梯子ビング」に合わせ、11月1日、2日に書道展を開催し、2日目には書道体験講習会を行いました。</li> <li>公共施設マネジメント課とスモールコンセッションに向けた協議を行い、民間活用の可能性について検討していく方針となりました。</li> <li>百竹亭の活用方法について民間事業者等からアイデアを募るため、サウンディング調査実施に向けた検討を行いました。</li> </ol> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>瓦の劣化に伴う雨漏りが発生していたため、屋根の葺き替え工事を実施しました。</li> </ol>	
<p>イ 課題と方向性</p> <p>(ア) 使用団体による施設利用は今後も一定程度継続することとしており、観光的な活用を図るうえで、これらの制約がスモールコンセッションなど民間事業者の参入の障害となることが予想される。</p> <p>(イ) 制約がある中での民間事業者の参入の可能性を探るため、まずは令和8年度にサウンディング調査を実施します。</p> <p>(ウ) 観光的な活用を図るためには、施設の修繕や施設の物語性を高めるサイン類の整備、近隣施設との回遊性等も計算に入れた周辺整備計画について検討します。</p>	
<p>(5) あがたの森文化会館運営体制の見直し（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要文化財旧松本高等学校本館、講堂を適切に管理していくための見直しの実施</li> </ul> <p>&lt;具体的な進め方等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧松高校舎の現地管理以外の業務を文化財課に移管するなど適切な関係課の役割分担について検討</li> <li>・あがたの森文化会館の貸館、施設管理業務に係る指定管理者制度の導入を検討</li> </ul>	<p>第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-5 社会教育関係施設の整備・充実 9-2 文化遺産の保存と活用</p>
<p>ア 事業成果</p> <p>(ア) 事業の達成状況</p> <p>旧松本高等学校の保存整備事業の担当について、文化財課への移管や文化財課との併任等の方法を検討した結果、文化財課が専門的見地から指導・助言を、生涯学習課が現場での保存活用事業を担うという役割分担で対応する方針としました。</p> <p>これにより、貸館と施設管理業務への指定管理者制度の導入は、当面見送ることとしました。</p> <p>(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況</p> <p>文化庁の指導助言の元に重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画の見直しを行い、速やかに対応すべき課題や活用事業を見だし、国、県と共有しました。 (4-5、9-2)</p>	

イ 課題と方向性

- (ア) 一部のヒマラヤスギなど重要文化財建造物に危険を及ぼす恐れのある樹木の伐採をはじめ、外周木部の腐朽の原因となる雨樋等の雨水排水の改善などの緊急性を有する保存上の課題が確認されましたので、保存修理を進めます。
- (イ) 夏の酷暑の時期でも施設を安全に利用していただくため、冷房設備の整備に取り組みます。

**【松本市公民館運営審議会 諮問】**  
**「だれもがつながり合う地域の学習拠点としての公民館」**

## 1 趣旨

松本市公民館は昭和22年(1947)4月に発足し、令和9年(2027)4月に「公民館発足80年」を迎えます。

これまでも本市公民館は、社会教育の中核施設として、さまざまな「人・情報・活動」が行き交う交差点的な機能を活用し、住民が主体となって活動する地域の教育機関としての役割を果たしてきました。社会教育は「社会を創る教育」であり、組織的な教育活動を通じて個人のスキルアップや課題解決、主体的に考え・行動できる人材発掘・育成等により、自治意識を持ったコミュニティ形成やより良い社会づくりへつながる大切な取り組みです。

価値観や生活様式が多様化し、地域社会での人間関係が希薄化する現代において、「さまざまな分野」(人権・環境・福祉・地域活性化・教育・住民自治・防災・交通・文化芸術・地域資源・観光・経済等)を切口に、「さまざまな立場」(子ども・若者・高齢者・男性・女性・LGBTQIA+・独居者・既婚者・未婚者・障がい者等)の住民が学習を通じてつながり合うことは大切なことです。

そこで、現代社会において、多様な住民が公民館を拠点に学び合い、つながり合うために求められる役割や機能などについて、松本市公民館運営審議会(以下「公運審」と記載)へ諮問するものです。

## 2 諮問内容

現代社会において、多様な住民が公民館を拠点に学び合い、つながり合うために求められる役割や機能について、委員それぞれの立場から意見を伺います。

## 3 答申へ向けた進め方のポイント

(1) 松本市公民館や地域づくりの取り組み経過や現状を捉える。

まずは、公民館や地域づくりがどのようなもので、本市ではどのような取り組みが進められてきたのか、また現在の問題や課題も含めて、どのような取り組みが展開されているのか等について委員の皆さんで共有

(2) 公運審委員それぞれの立場から、公民館に求められる役割・機能を考える。

公民館や地域づくりの現状を捉えた上で、多様な住民が公民館を拠点に学び合いつながり合うために、「公民館に求められる役割や機能」について、委員それぞれの立場から意見を出し合います。

役割・機能としては、例えば「○○○職員が必要」「○○○事業や○○○講座を実施すると良い」「公民館として○○○という考えやスタンスを持っていて欲しい」「公民館の

〇〇〇機能を高めた方が良い」「〇〇〇との連携が必要」といったソフト的なことや、「〇〇〇を公民館に設置した方が良い」「建物に〇〇〇的機能が必要」など、ハード的なことも考えられます(=「なぜ必要か」という点も押さえる)。

合わせて、それぞれが感じている困りごとや課題、生活・暮らし・社会に対する思いや考えなどの視点も大切にします。

(3) 出された意見を中央公民館で整理しながら、共通ポイントがあればトピックス化

委員それぞれの意見(17の意見)を中央公民館で整理しながら、共通するポイント(現状、背景、ワード等)がある場合はトピックス化

(4) 必要に応じて、公民館長や主事とも意見交換

答申に向けて、現場の状況把握や活動する館長・主事の意見が必要な場合は、公運審・地区館・中央公民館が連携しながら進めます。

4 取組みスケジュール(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

年	月	取 組 み 内 容
R8	5	教育委員会へ諮問・答申の実施について報告
	7	第1回公運審 公民館や地域づくりの現状に関する学習・意見交換
	8~9	現状の公民館・地域づくりの取組みを踏まえ、各委員の立場から諮問への意見の整理(必要に応じて意見を書面で作成)
	10	第2回公運審 各委員の立場から諮問への意見及び情報交換
	11~	各委員からの意見の整理⇒答申内容のまとめ作業(中央公民館対応) ※必要に応じて、委員とメール・書面等でのやり取り
R9	~1	※必要に応じて、委員とメール・書面等でのやり取り
	2	第3回公運審 答申内容の最終確認・情報交換
	3	答申内容の最終調整(中央公民館対応)→ <b>完成</b> ※必要に応じて、委員とメール・書面等でのやり取り

※諮問内容や進め方等は、令和7年度の公運審で共有

※令和8年度は「諮問・答申」を協議テーマとし、全3回の公運審を開催

## 諮問へ向けて「松本市公民館と社会教育の役割」

## 1 人のつながりを大切にしてきた公民館活動

松本市の公民館は、社会教育の本質でもある「ひとりの住民の要求(知りたい・学びたい・話したい・困りごと等)」を大切にしながら、地域社会で人や情報・思いをつなげ、時に実践へ結び付けることで、生活や地域の質を向上させてきた大切な拠点です。

戦後の荒廃した時代、農村社会の時代、高度経済成長の時代、バブル崩壊後の混沌とした時代、関係性が希薄化して孤独死などが増加した時代、大規模災害が頻発して助け合いが強く求められた時代、そして現在のデジタル社会時代においても、私たちは生涯誰とも関わらずに一人だけで生きていくことはできません。本市においては、時代ごとに人々の価値観が変わろうとも、公民館の学習講座や地域問題・課題への取組み、住民の主体的な専門委員会活動やサークル活動支援などを通じて、社会のなかで何某かのつながりをつくることを意識して歩んできました。それは、関係づくりが難しい現代社会において、例えば「出会ったら挨拶や少々の会話をする」「隣近所の状況を何となく共有できている」「程よい距離感のなかで関係を持ちながら生活していく」といった関係性を構築するためにも、公民館(=公民館活動)は重要な役割を担っていけると考えられます。

さて、本市は全国的に見ても、公民館や福祉ひろば等を拠点とする住民同士の関係性を構築する社会教育・福祉活動が活発に行われていると言われていています。しかし、多様性や価値観が多様化する現代社会において、地域社会への無関心の広がり、非正規雇用等による不安定な生活環境(不安感)、新型コロナウイルス終息後も戻らない社会活動の低迷等から隣近所の関係性も希薄となり、地域活動や地域社会でつながりをつくるのが難しい現状にあります。

一方、さまざまな自治体では、次世代の担い手となる若者などの意見を取り入れるため、若者を核にしたまちづくりの取組みや地域活動に若者を参画させる実践、若者移住者による活動やSNSの活用等を進めています。ただ「地域社会で活動する」ということは、地域やさまざまな住民と関わりを持つことが大切な視点であることも、理解・浸透した取組みになっているのでしょうか。自己本位的な、その場限りの活動になっていることはないのでしょうか。「町会の現状や課題を捉えた上での活動」「地域の一員としての意識を持った取組み」「地域のこれまでの営みなどを押さえた総合的な視点を持った提案や実践」といったように、地域で活動することは「自分たち」だけではなく、周りを取り巻く環境や住民ともつながりながら、時に「意見が合わない人・嫌なこと」とも向き合い、相互通行に意見を交わしながら妥協点を見つけて進めることが求められます。

お互いが主体的に考え、自治意識を持って協働して取組むことができれば、地域に根差した活動として定着してだけでなく、「自分たちの地域は自分たちで考え・創る」という、地域全体も考えられるような意識や人づくりへもつながることから、住み良い地域に変わっていくことも期待できます。

## 2 社会を創る社会教育活動(公民館活動)の重要性

地域社会の中でお互いに意見が異なる時、例えば多数決で決めることになったとしても、「お互いにこの辺ならば受け入れられる」といった妥協点を見出していく、そんな民主的(民主主義)に解決する方法が欠如していることはないでしょうか。ある住民から「うちの町会では執行部役員が中心となって決めるため、決まったことが各町会組織に下ろされて実行している」といった話や、新型コロナウイルス感染拡大時に、一部の住民だけで決定して回覧文で初めて決定事項だけが知らされるような町会もあったようです。こういった、トップダウン方式で地域づくりを進めるような一方通行的な手法をとってしまうと、住民のなかに「やらされ感」が生まれたり、主体性が生まれにくくなったりします。

また、一時期、合意形成の手法として「熟議」が重要視されたこともありました。手法として悪くはありませんが、価値観が多様化しているなか、この手法にだけに頼るのは難しい面もあります。では、どのようにすれば良いのでしょうか。答えは「社会教育活動(公民館活動)」のなかにあるのではないのでしょうか。

社会教育活動は「社会を創る活動」であり、さまざまな人・意見・思いを重ね合わせながら実践していくものです。実践は多種多様であり、やり方も関わる人もそのコミュニティで考えますし、その成果も活かし方も自由です。しかも、スタートからゴールまでの過程を大切にすることで、人材発掘や育成につながるだけでなく、異なる意見を知ることや相手のことを考え・思いやる意識の醸成、合意形成の方法などを学ぶ機会にもなります。

「一つのことを学べたからゴール」という人もいれば、「さらに深く学びたい」「別のことも学んでみたい」といった、学習の広がりも期待できます。最近では、活動の選択肢を増やすために、「スモールグループでの活動」も進められています。これまでは、「全体で合意形成された活動」を大切にしてきましたが、考え方の違いや合意形成に時間がかかって活動へ発展しないこともあり、「まずは一歩進んでみる&試しにやってみる」「会のなかで方向性だけ共有して企画や実践主体は会員少人数で進める」「停滞する組織の中に複数のスモールグループ活動を生み出して活性化させる」といった考えも浸透し始めています。

## 3 社会教育活動は地域社会の基盤づくり

社会教育活動が生み出すものは「ソーシャルキャピタル(社会関係資本)の構築・人とのつながりづくり・人材発掘・人材育成」といった「地域社会の基盤づくり」へもつながるものであり、本市では地区公民館や町内公民館等が担っています。生み出されたソーシャルキャピタルは、各地区の地域づくりや町会活動にも活かされていますが、単純な費用対効果だけで測れるものではありません。

全国的には、「効率化」「スピード感を持った行政運営」「予算削減」等の理由から、公民館の市長部局移管や民間・NPOへの委託なども見受けられますが、本市では館長・主事職員を配置して公民館活動を進めています。移管や委託された結果、それまで培われてきたソーシャルキャピタルが失われていったケースもあり、その再構築は容易ではありません。

ません。なぜならば、連綿と培われてきた活動の中にこそ蓄積されていくものがあり、効率化を求める現代社会では「無駄」と思われてしまいそうな、話し合いや合意形成のプロセスにこそ意味があるからです。

また、「町会の考えが古い」「前例踏襲だから変えられない」「突然役員を受けるよう言われた」等、町会活動に対する批判的な意見も聞きますが、本市の場合は地区関係職員体制が整っていることから、地域づくりセンター・公民館・福祉ひろば等が支援者として、意図的・意識的に関わるすることができます。「外からの風や第三者の視点を入れることで、地域を変える」といった話もありますが、そこに当事者意識はあるのでしょうか。5～10年かけてでも関わる覚悟はあるのでしょうか。確かに町会運営は、各町会住民が主体となって、考えて実践すべきことです。

ただ本市の場合は、職員が住民のパートナー(住民が主役&行政は支援者)として一緒に地域を創っていく使命があり、職員が交代しようとも、その使命は情報と共に引き継がれ、覚悟を持って関わるすることができます。サーバントリーダーやエンパワーメント的な視点を持った地域リーダーが、一人でも多く地域で生まれるような社会教育活動を展開できる仕組みが、本市には存在するとも言えます。

#### 4 住民(松本市公民館運営審議会)と行政(館長会・主事会)が共に考え歩む

昭和22年(1947)に誕生した本市公民館は、令和9年(2027)4月で公民館発足80年を迎えます。平成7年からは福祉ひろばが、平成26年からは地域づくりセンターが全地区に配置され、本市独自の地域づくりシステムが進められてから10年以上が経ちます。

平成24年「第1次地域づくり実行計画」が策定された翌年、公運審が「松本らしい地域づくりに向けた公民館の役割について」を答申しました。現在、国や県等の動向からも「年々公民館が果たす役割高まっている」と言われていますが、答申から10年以上が経過するなかで、本市の公民館活動はどのように変化してきたのでしょうか。

本市ではこれまでも、「住民主体の公民館」というスタンスを連綿と受け継ぎ、公民館の根幹にかかわることや制度、方向性などについて公運審と共に考えてきました。公民館のコミセン化、条件整備、職員体制、生涯学習制度、地域づくりセンター導入など、「公民館のあり方」が問われる度に住民と職員が議論し、その時々「答え」が答申として出されてきました。

そこで、公民館発足80年を迎える前に、「だれもがつながり合う地域の学習拠点としての公民館」をテーマにした諮問を行います。

## 松本市公民館「5つの理念」

<b>1 身近な地域で</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日常生活圏(地区)を単位に、「暮らし・生活」の視点から身近な公共的な場で公民館活動を展開</li> <li>(2) 地区の住民自治組織(町会連合会や育成会等の諸団体)が横断的に連携しやすい。 →地域の情報が入りやすく、人・活動がつながりやすい。</li> </ul>
<b>2 住民主体、行政支援にこだわり</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民が学びたいこと、やりたいこと等を職員が支援することが原則</li> <li>(2) 公民館委員会を設置し、住民の主体的な公民館活動への参画を制度として保障(\$58 から必置制) / 5部門=運営、館報、文化、体育、図書視聴覚 →住民の発想と視点で、公民館事業の実践が可能</li> <li>(3) 住民が公民館を利用しやすい&amp;主体性を持って活動を広げられるように支援</li> </ul>
<b>3 幅広い地域課題を</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域に関わることや問題等は、何でも取り上げる姿勢</li> <li>(2) 委員会活動・各種会議・学習講座などを通じて地域を見つめ直すことで、地域の状況・課題を把握→地域への投げかけや共有も可能(例:公民館報) →事業を通じて他者とつながり合うことで、お互いの情報から新たに地域を知るきっかけにもなる。</li> </ul>
<b>4 住民と職員の協働で</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 35 地区館に公民館長・主事を配置し、住民主体による協働の活動を展開</li> <li>(2) 公民館の講座や地区スポーツ・文化事業の多くは、住民や各種団体等による実行委員会・共催形式で実施</li> <li>(3) 取組みを通じて住民と職員が関わり合い、地域や住民の情報・問題・課題などを共有することで、新たな協働活動の一步へつながる。</li> <li>(4) 住民と職員が共に汗を流すことで、信頼関係・相互理解へつながる。 →住民と職員がともに育ち合う関係性</li> </ul>
<b>5 地域づくりに向けた学習と実践をつくりあげる</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 理念1～4を踏まえて取組むことで、住民の視点から、住民が主体となった多面的な地域活動を展開</li> <li>(2) 地域づくりの基盤となる「人材のネットワーク化・顔が見える地域の形成・人づくり」の役割を公民館担い、地域課題解決へ向けた取組みを進める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①幅広い学習ニーズに対応した、学ぶ楽しさや生きがいを生み出す学習講座の実施 →多様な住民が公民館でつながる=<u>人材のネットワーク化</u></li> <li>②住民相互の親睦を深め、地域への関心や仲間づくりを進める地域のスポーツ・文化イベント(運動会・文化祭・演奏会など)の開催 →ほど良い人間関係の構築=<u>顔が見える地域の形成</u></li> <li>③地域課題を解決するために、住民が共に学び合い、話し合う場づくり →他者の思いや考えを理解して主体性に考える=<u>人づくり</u></li> </ul> </li> </ul>

## 平成～令和までの主な公運審からの答申・提言書一覧

## 1 答申・提言書のテーマ等(平成～令和)

年月日	内容等
H 3.4.30	(中間答申) 生涯学習時代における松本市公民館のあり方 平成2年7月に「生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が施行され、本市でも生涯学習施策推進に必要な公民館のあり方等を答申
H 9.4.30	(提言書) 公民館政策への提言 中央公民館移転や松本市第6次基本計画による公民館29館構想等、議論すべき案件があるなかで、公民館を社会教育の中心的地域住民の活動拠点として位置づけるために、必要な要素を提言
H11.5.31	(答申)21世紀に向けての松本市公民館のあり方について 松本市公民館は「地域づくりの場」として、住民の学習活動や身近な公民館施設配置を進めているが、活動のマンネリ化や参加住民の固定化などの課題を踏まえ、求められる姿を答申
H18.5.1	(答申)総合的な地域づくりの拠点としての公民館のあり方について 少子高齢化、地方分権化、景気低迷、災害、地域力の低下など、社会全体が不安や厳しさを感じるなか、協働のまちづくりや自治意識を持った人づくりへ向け、公民館の原点を踏まえながら答申
H20.8.30	(意見書)「総合的な地域づくりの拠点としての公民館のあり方について」より引き継いだ問題について－答申内容をより充実させるために－ 平成18年の答申において、調査研究が不十分とされた項目について「公民館の使用料」「中央公民館の現状と役割」等の3つの部会に分かれて検討の上、審議会から意見書を提出
H23.5.31	(提言書)もう一度公民館の意義、役割を考えよう 公民館の学習や地域づくりの現状、平成23年4月から市長部局に設置予定の「地域づくり課(仮称)」の動きと、新しい地域づくりに向けた施策が進められようとする現状を踏まえて提言
H25.6.30	(答申)松本らしい地域づくりに向けた公民館の役割について 「地域づくり実行計画」に基づく、本市独自の地域づくりシステム構築・運用スタートへ向け、これまでの公民館活動と施策の結び付け方や、システムでの公民館の位置づけや方向性等について答申
R元.7.31	(提言集)※任期終了に伴い各委員から公民館への提言をまとめたもの 2年間の任期終了に伴い、公民館への思いや感想、公民館のあり方等について、卒業文集のようなイメージでまとめたもの

2 答申・提言書の概要(平成～令和)

年 月 日	内 容 等
H 3.4.30	<p><u>〔中間答申〕生涯学習時代における松本市公民館のあり方</u></p> <p>情報化・国際化などの社会変化、高学歴化・自由時間の増大・高齢化などの個人的要因の変化により、多様で高度な学習需要が増大化するなか、平成2年7月に「生涯学習振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が施行された。本市でも教育委員会を中心に、生涯学習体系づくりや他の社会教育機関との整合性などを踏まえ、住民主体の原則・教育の独自性・公共性・地域性の観点から、次の項目で答申する。</p> <p><u>①公民館の果たしてきた役割と位置づけ</u></p> <p>住民の学習権担保や主体的学びの場を確保しつつ、社会教育の中心的機関として、他機関との連携や住民参加の原則に基づいた人と人が横につながるネットワークづくりが、今後の生涯学習推進体系の原動力として必要</p> <p><u>②松本市公民館の現状と課題</u></p> <p>住民が求めるニーズを把握しながら、企業経営が優先される民間事業者のカルチャーセンターとの違いを意識し、不十分な職員体制や事業費・施設配置・設備・機材整備などを、社会教育の主人公である住民のために推進</p> <p><u>③住民主体の学習活動とは何か</u></p> <p>主体的に生きるための学習は、単なる趣味等の世界に留まるものでなく、学習の過程で人間として選択・発展しながら個人が創られて行くべきもの。カルチャーセンターの学習は、自己完結型の出発点と最終目的地が同様であるのに対し、公民館は出発点であり、先へと学習を進める道のりや展望が含まれる。「何を学習するのか」ではなく、「何に向かって学習するのか」といった正しい方向づけが重要</p>
H 9.4.30	<p><u>〔提言書〕公民館政策への提言</u></p> <p>中央公民館の移転や生涯学習政策と公民館、松本市第6次基本計画による公民館29館構想等の議論すべき案件があるなかで、委員が主体的に取り組んだもの。公民館を、社会教育の中心的な地域住民の活動拠点として位置付けるために、必要な要素を提言する。</p> <p><u>【提言1】公民館主事の重要性を認識</u></p> <p>主事は、「問題に気付き、多面的に捉え、問題の本質を見抜く力」「情報を収集・選択・提供できる力」「地域課題を把握し、学習へ促すことができる力」の3点を有することが求められる。教師が「学びつつ教える」のに対し、主事は「住民と共に学びつつ取組む立場」を意識</p> <p><u>【提言2】公民館主事の適切な異動</u></p> <p>主事は「地域づくりの核」としての役割が期待されるため、短期間や関連の無い部署への異動は、人材育成・効率等から避ける。</p>

### 【提言3】主事会の自治の保障と活動の充実

同じ職務にあたる主事の集まりや、教育委員会が認めた主事会研修会  
は、お互いの経験・知識を共有し、専門性を身に付けるために重要

### 【提言4】主事の研修の充実

理論に裏打ちされた活動の蓄積は将来に活かされるため、研修の核と  
なる社会教育主事有資格者の確保は必要

### 【提言5】館長選任と権限強化

館長は「高度な知識経験に基づいて館業務を管理し、職員を指揮・監督  
するなど、困難な業務を行う大切な役職」であり、「地域が見えている人」  
「アンテナが高く地域情報に詳しい人」「主体的に責任を果たすことがで  
きる人」を選出する必要がある。また、「自分が主体的に教えるのではなく、  
住民の自主的な学習を尊重し、同じ立場・視点に立つ」という社会教育  
の原則を押さえるとともに、館長の権限強化を進める。

### 【提言6】予算の増額

住民課題が社会変化とともに多様化するなかで、地域拠点の役割を果  
たすため、必要な予算化へ向けて住民と共に考えること。

### 【提言7】公共施設予約案内・予約システムの見直しと活用

貸館業務は、地域のサークル・団体等の集団活動や学習活動の自由を  
支えている。主事と住民の関係づくりの入口は窓口業務で、予約システ  
ムは「人と人」の関係性構築の妨げとなるため、公民館本来のあり方に照  
らし合わせてそぐわない。

### 【提言8】複合施設の評価と施設整備・運営への活用

1970年代、「住民主体の原則」「専門職としての主事配置の原則」の理  
念に基づき、22地区公民館の整備を進めた。今後の新しい中央公民館  
建設(H11)や、29館構想実現へつなげていくことが重要

### 【提言9】公民館に関わる政策決定プロセスの確立

松本市公民館は、「住民が主体的に公民館に関わる」という伝統があ  
り、コミュニティセンター構想や生涯学習計画づくり、公民館建設など、  
市民と行政が支え合いながら活動を展開。しかし、予約システム導入は  
国の補助金取入れが優先され、議論から導入まで一部の職員だけで進め  
られた。公民館が住民参画の拠点であることを意識し、住民とのやり取  
りを重視するとともに、政策決定プロセスは、教育の独自性を念頭に、  
住民が主体的に関わりながら時間をかけて議論すること。

### 【提言10】5部門委員会と町内公民館活動を通じた住民参画

委員会は、身近な公民館に住民が参画する仕組みで、活動の充実や適  
した人選を進める必要がある。また、町内公民館活動は全国でも珍しい  
自治の仕組みで、活動が停滞していても、形があること自体が貴重。今  
後も地区館と密接な連携を進め、住民の地域活動参画を推進

### 【提言11】公民館運営審議会の活性化

住民代表として施策へ積極的に関わるよう、活性化に努める。

	<p><b>【提言 12】 社会教育関連部局の連携</b>  社会教育課(当時)と定期的な情報交換・協議の場を設け、現在の課題や問題点の共有に努める。</p> <p><b>【提言 13】 中央公民館長の権限見直し</b>  中央公民館長は教育の独自性を担保し、公民館全体の連絡調整役を担えるよう、予算・人事等についてきちんと権限を与えること。  ※提言へ向けた検討のなかで、「松本らしい公民館の姿」を、次の6点にまとめる。  ①身近な地域へのこだわり／②幅広い学習内容の展開／③住民の主体性確保へのこだわり／④職員と住民が仲良く／⑤地区公民館への専任職員の配置／⑥地域づくりの拠点として</p>
<p>H11.5.31</p>	<p><b>【答申】21世紀に向けての松本市公民館のあり方について</b>  松本市公民館は「地域づくりの場」として、住民の生活課題に関わる学習を中心に、住民主体・身近な地域配置といった特徴を活かしながら、現在進行中の 29 館構想も進めている。一方で、活動のマンネリ化、参加住民の固定化、地域福祉ボランティア・子どもや学校のあり方など、議論すべき課題がある。公民館に、地域の中でいま求められる姿を明確にするため、次の3つの観点から考察して答申する。  ①全市事業と中央公民館  中央公民館は、全市的な課題や各地区の共通課題などを扱うことから、中公職員は高度な技術・視点、見識や経験を持つことが重要。また、連絡調整機能を果たすには、公民館活動に精通し、地区館活動の実情を十分に把握することが求められるため、経験豊富な職員配置が必要。あわせて、地区館によって規模・地勢・地域性などにより業務に差が生じるが、配置後に主事が活動を通じて育っていく点を踏まえると、3～5年配置が望ましい。そこで中公・地区館ともに、主事の配置権限を中央公民館長に一任することが必要  ②地区公民館と町内公民館  かつて集落にあった暮らしと生産は、農業社会の崩壊で専業農家が減少したことで「町会＝住むところ」に変化し、顔を合わす機会も減った。「あっさりした付き合いになって良かった」と喜んだ人も、交流の少なさに課題意識を持ち始め、気がつけば地域力も低下。そこで、本市公民館活動の原点である「町内公民館活動」を大切に、地区・町内公民館が「共に地域の基盤を創る同士」として歩むため、町内公民館の意義や役割を理解し、相互に主体性を尊重する関係を構築  ③住民参加(5部門委員会・公民館運営審議会)  住民自身の自主的・自発的な公民館運営を進めるため、1946年に寺中構想に示された「専門部による公民館運営」という考えに基づき、委員会活動が進められてきた。しかし、社会や住民生活の効率化に伴い、年2回程程度の運営委員会、前例踏襲の各委員会活動などの形骸化が進ん</p>

	<p>でいる。会議等に関係ない会話が事業につながるケースも多々あるため、杓子定規や型にはまらない手法こそが公民館的には必要。今後も、住民の学習権を保障し、住民自治を創るためには住民意志を反映させることが重要</p>
<p>H18.5. 1</p>	<p><b>(答申)総合的な地域づくりの拠点としての公民館のあり方について</b></p> <p>松本市では、平成 18 年 4 月に 29 館目の公民館が整備された。一方で、近年の少子高齢化、財政危機を背景とした地方分権化、景気低迷や災害など、社会全体が不安や厳しさを感じている。さらに、社会構造の変化や住民関係の希薄化、地域の教育力低下等で地域コミュニティの自治が低迷し、協働による社会づくりや自立的市民としての役割が求められている。これに対し公民館は、ニーズを捉えた「新しい学びの場の提供」などを進めるため、公民館の原点を踏まえながら次の 3 点で答申</p> <p><b>①学習と暮らしを結ぶ公民館の活動はどうあるべきか</b></p> <p>公民館は幅広い学習機会を提供し、課題への合意形成を図り、実践していく大切な拠点。しかし、地域課題学習の減少、趣味講座の主流化、「ねらい」の共有化が薄れた地域行事等の実施など、学びを地域へ還元する姿勢が弱まっている。積極的に住民の声を取入れた地域や暮らしに根差す学習を展開ため、職員が公民館学習の意味や役割を理解し、地域づくりへつながる点を押さえる。また、住民の地域への無関心や自己中心的な傾向が強まるなか、様々な連携や人材の掘り起こし・起用が重要。5 部門委員会は重要な役割を果たすため、選出方法や地域の実情に合った委員会設置の検討を推進</p> <p><b>②地域をコーディネートする公民館職員のあり方はどうあるべきか</b></p> <p>公民館は、個人の生活・暮らしの向上や、学習成果が地域へ広がる点を目指しているが、参加する住民は「個々の学びの場」という意識が強く、「地域」という感覚が薄い。そこで、職員が地域とつなぐ・つながる点を意識して事業や団体との連携を進め、「営利・政治・宗教」等の取組みの薄い学習テーマや、身近な地域の視点から捉え直した防災等のテーマ型学習へ取組むことで、公民館の学習を「地域とつながる学習」へと昇華させることができる。また、本市は地域に密着した活動を進め、「受益者＝地域」という観点からカルチャーセンターと差別化している。「住民と職員」「仲間と地域」等のつながりを生み出し、住民の力を地域づくりへつなげていくために、縦割り行政から脱却し、地区担当職員が連携する体制づくりを進める。</p> <p><b>③町内公民館、福祉ひろばをはじめ、地域関係団体との連携を踏まえた地域づくりはどうあるべきか</b></p> <p>町内公民館は、親睦や交流を通じて円滑な人間関係を構築し、町会活動の活性化や住民自治・地域連帯の基盤を強固にする地域づくりの重要な拠点。一方で、任期の短さ、前例踏襲による事業のマンネリ化、活動費が町会側にイニシアティブがあること、町会長との価値観の違い</p>

	<p>等の課題から、町会と町内公民館が「車の両輪」となって活動しにくい面がある。各地区で町内公民館長会の研修や、悩み・活動事例の共有等を通じて、相互の連帯感強化や問題解決能力を高めるとともに、町会長とお互いに役割・機能を活かしながら、協働する必要性を共有。町会福祉は、地域福祉計画に基づく「出張ふれあい健康教室」の実施や、「どうすれば幸せに暮らせるか」等の身近な課題を取り上げることで、町内公民館や住民が主体的に取り組むことが可能。地区館や福祉ひろば職員の関わり方も重要で、公民館が「総合的な地域づくりの拠点」として、関係諸団体、意欲ある個人・グループと協働体制を構築すること。その上で、様々な学習・議論の場や体験の場づくりを通じ、より多くの学習情報を収集・提供しながら活動することが望まれる。</p>
<p>H20.8.30</p>	<p><b>〔意見書〕「総合的な地域づくりの拠点としての公民館のあり方について」より引き継いだ問題について－答申内容をより充実させるために－</b></p> <p>平成18年の答申で、調査研究が不十分とされた項目について、3つの部会に分かれて検討し、審議会から意見書を提出する。</p> <p><b>【第1部会 公民館の使用料】</b></p> <p>公民館の使用料は、冷暖房費を含めて次の2点から無料化</p> <p>①法制上の立場</p> <p>公民館は、憲法で保障する「教育を受ける権利」「文化生活を営む権利」「集会の自由の権利」等を行行使する住民自身の施設。社会教育法で「公民館は市町村が設置する」「目的達成のために事業を行う」と行政の責任が明記されているため、利用者(市民)に負担を強いるのは筋違い。また、「受益者負担」の考え方は、「特定人に便宜を供与する行政行為への一定の負担」であり、自治の場として全住民に開放されている点も踏まえると無料化</p> <p>②利用料の「ちがひ」への考え方</p> <p>現状、地域へ開かれた・広がりのある「社会教育関係団体」は全額無料、個人や仲間と趣味の領域内で活動する「趣味・サークル団体」は冷暖房料のみ徴収と区別。趣味団体も、職員の関わり方次第で、公共性を有した地域へ学びが還元される活動へ変えられると想定すれば、使用料は両者とも無料化</p> <p><b>【第2部会 中央公民館の現状と役割】</b></p> <p>中央公民館は、「全市対象」と「連絡調整」という機能を持つ。全市的な事業や課題、複数地区にまたがる・単独地区で解決が難しい課題などを扱うことができ、地区館のネットワーク化や、時に全市的な「取り組み・人」を、身近な地域の実践につなげることも可能。また、住民の自主的・自発的学習要求を保障するため、行政から圧力・介入があった際に守ること、地区職員が住民の要求に応じて働けるように支援することも重要な役割。現在、教育委員会の機構改革により、生涯学習課(教育行政)と中央公民館(教育機関)が同一課内に存在することで、住民の自由な学習を</p>

	<p>保障できない可能性がある。この重大性を解消するために、両者を切り離すことを強く要望</p> <p><u>【第3部会 各地区公民館の専門委員会の現状と今後のあり方】</u></p> <p>専門委員会は公民館活動の核となるが、地区・委員会によって活動の度合いや温度差がある。そこで、運営委員会・体育委員会・文化委員会以外は、次のとおり再編等することを提案</p> <p>①情報委員会 IT化が進む昨今、総合的・立体的な情報手段の活用を進めるために、図書視聴覚委員会と館報編集委員会を統合</p> <p>②地域づくり委員会 環境、防災、高齢化等、地域の生活課題が山積するなか、住民自治による解決方法を見出すため、議論の場づくりとして設置が必要</p>
H23.5.31	<p><u>(提言書)もう一度公民館の意義、役割を考えよう</u></p> <p>平成18年の答申及び20年の意見書に対し、現場ではどのように受け止め実践に反映しているのか、また「公民館での学習が地域づくりにどのように活かされているのか」「地域課題の掘り起こしにどのような努力が払われているのか」「社会教育法の改正で示された公民館の評価」といった点を含めながら、平成23年4月から市長部局に設置予定の「地域づくり課(仮称)」の動きと、新しい地域づくりに向けた施策が進められようとする現状を踏まえ、3つの観点から提言する。</p> <p><u>【提言1】「総合的な地域づくりの拠点としての公民館のあり方」をもう一度考えてみる</u></p> <p>①地域をつくる学びの場としての公民館 「誰もが集い・語り・学べる場づくり」「地域課題をテーマにした講座」「社会教育関係団体だけでなく、趣味・サークル団体も地域とつなげる」「地域課題の掘り起こし・問題化・共有化」などを意識的に取組み、住民の自発的な学びを保障できる環境づくりを推進</p> <p>②地域と行政をつなぐ地域づくり職員 職員は、地域と行政をつなげ、地域力・市民力を向上させ、地域課題を解決するための「つなぎ役」として、重要な役割を担う点を認識</p> <p><u>【提言2】中央公民館の「役割・あり方」をもう一度考えてみる</u></p> <p>①全市対象事業機能 多方面から情報が得やすい中央公民館は、全市的な課題を要因や背景などを分析しながら捉え、解決へ向けた学習や取組みへつなげる。</p> <p>②連絡調整機能 各地区館は、それぞれの地域性や環境によって活動も多様。館長会・主事会研修会等を通じて全市的な課題を把握し、連絡調整機能を活かしながら、取組みへつなげることが可能。そのためには膨大なエネルギーを要することから、事業担当には現状より多い職員配置が必要</p> <p>③他部局等外部との連携機能</p>

	<p>中央公民館は、国・県・他自治体や市の関係部局の動向を把握し、連携・調整を図ることが可能。一方で、教育行政である生涯学習課と教育機関の公民館が同じ指揮系統に存在するのは矛盾するため、「教育政策課・生涯学習課・中央公民館」の意義と役割を明確化し、位置づけを再検討</p> <p><b>【提言3】 公民館の「評価」の問題をどのように考えたらよいか</b></p> <p>平成 20 年の社会教育法改正で、「公民館運営状況の評価」が第 32 条に付された。既に、平成 15 年改正の「公民館の設置及び運営に関する基準」で、「公民館は目標を達成するために、事業状況について公運審等の協力を得ながら点検・評価を行う」と規定。そこで、「公民館にとって望まれる・望ましい評価」について改めて検討</p> <p><b>望ましい公民館の評価</b></p> <p>自治体の財源不足が深刻化する中、公民館も行政部局同様に達成目標の数値化が求められている。公民館は、「住民の要望にどこまで出来たか」で図るべきで、例えば「地域の実態・実情・ニーズを捉えた課題解決学習や実践が出来たか」「様々な地域団体とのネットワークづくりが出来たか」「事業の振り返り・反省を住民・参加者も含めて出来たか」といった視点が想定される。</p> <p>また、評価そのものに対し、委員から次のような意見が寄せられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①実施内容・結果で評価すべきだが、行政評価という参加者等の数量的評価で対応できるのか。</li> <li>②評価は、公民館活動をより良くするために実施すべきで、一部の行政職員による評価で良いのか(活動主体者は住民)。</li> <li>③評価が、職員の責任追及やリストラへつながらざるべきではない。</li> <li>④公民館は「それぞれ(各館)のあるべき姿に沿った評価」「様々な可能性(多角的)を取入れた評価」など、一律の基準で評価できない。</li> </ol> <p><b>【考察】 今後の公民館を考える</b></p> <p>松本市では地域づくり推進行動計画が策定され、次年度から実施段階に入る。地域振興・学習・地域福祉の3機能を併せ持った、本市独自の地域づくりシステムが導入される。懸念事項は、短絡的な発想から行政組織の一本化が進められ、将来的に「地域づくり課」の管轄に置かれること。これまでの歩みを踏まえ、公民館の市長部局移管や指定管理者制度を導入しないよう提言</p>
H25.6.30	<p><b>(答申)松本らしい地域づくりに向けた公民館の役割について</b></p> <p>平成 24 年 3 月に策定された「地域づくり実行計画」に基づく、松本市独自の地域づくりシステム構築・運用が始まる。本市独自のシステムのなかで、「これまでの公民館活動をどのように施策へ結び付けるのか」「システムにおける公民館の位置づけや、今後の方向性をどのように考えればよいのか」等について3点から答申する。</p> <p><b>①あらためて公民館の「独自性」はどうあるべきか</b></p> <p>住み良い地域社会構築へ向け、公民館の機能(つどう・まなぶ・むすぶ)</p>

	<p>を活かし、住民と行政の協働による課題解決学習・実践を展開するため、主事が住民側の視点で地域を見つめ、実践できる環境を備えること。具体的には、主事研修会の実施や教育分野側からの地域づくりの展開(市長部局移管×)、職員体制(各地区館長・主事設置)、職場環境整備(必要物品設置)などを担保</p> <p><u>②地域づくり職員としての役割やあり方はどうあるべきか</u></p> <p>地域への愛着や情熱・信念を持ち、「学習の場を保障」「地域づくり関係職員の連携の要として、地域づくりをコーディネート」「人づくりの視点を持ち、主体性を持った住民を地域に増やす」等の役割を果たすこと。</p> <p><u>③地区関係団体、学習団体等との連携はどうあるべきか</u></p> <p>地域づくりを展開するため、公民館が核となって次のように関係諸団体をコーディネートし、地域の実情に合った取組みを推進</p> <p><u>【町内公民館との連携】</u>地区公民館活動への協力関係はあるが、町内公民館への支援や公民館同士の連携は見受けられない。地区公民館が、ネットワーク的な役割を果たすことが必要</p> <p><u>【学校との連携】</u>公民館がコーディネート役としてCSを展開し、地域内交流や学校の課題解決へつながっているが、地区・学校毎に温度差がある。また、高校・大学・短大・専門学校等との連携が弱く、今後若者の感性をまちづくりへ活かすため、更なる取組みが必要</p> <p><u>【その他学習団体との連携】</u>公民館が生涯学習の場を保障することで、市民団体との連携が進み、新たな活動の広がりへつながる。</p> <p><u>【追加情報①】</u> 答申の過程で出されたキーワード</p> <p>地域の歴史学習の充実、地域の伝統行事の継承、若者参画、担い手不足の解消、産業振興、特産品の開発、地域活性化、人材資源の発掘、地域人教育、地域資源・施設の活用</p> <p><u>【追加情報②】</u> 松本らしさとは？</p> <p>35 地区全てに市公民館が設置され<sup>(1)</sup>、公民館の意義を時代ごとに確認しながら、住民と行政が創り上げてきた歴史そのもの<sup>(2)</sup></p> <p>(1)全国的に、公民館の指定管理者導入や市長部局移管を進める自治体があるなか、本市は教育委員会が所管して市職員を配置し、住民の学習活動や地域づくりの取組みを教育的に保障</p> <p>(2)生涯学習基本構想、コミュニティセンター化、地域福祉への取組み、地域づくり政策などの公民館に関わる転機なかで、その都度公民館の役割や意義を住民と行政が共に確認・検討し、答申という形で残しながら歩んできた。</p>
R元.7.31	<p><u>(提言集)※任期終了に伴い各委員から公民館への提言をまとめたもの</u></p> <p>内容は、「松本市公民館研究集会」「コミュニティ・スクール」「松本市運営審議会」「公民館の独自性(9条俳句訴訟)」「地域の伝統行事」「町会・町内公民館との連携」「松本市公民館の役割」「若者の居場所づくり」等</p>